

# ○大府市伝統工芸品産業立地補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伝統工芸品産業の振興を図り、もって市民生活に豊かさ及び潤いを与えるとともに、地域経済の発展に寄与するため、本市にゆかりのある伝統工芸品産業の事業者が市内に工場等（工場及び研究所をいう。ただし、物流施設、倉庫、事務所等製造又は研究開発機能を有さない部分が過半を占めるものを除く。以下同じ。）を設置し、及び操業する場合に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市伝統工芸品産業立地補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市にゆかりのあるものと市長が認める伝統工芸品産業の事業者であること。
- (2) 過去に同一の工場等の同一事業において同一区分の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 同一の工場等の同一事業において、大府市産業立地促進条例（平成17年大府市条例第41号）第3条第1項に定める奨励措置並びに大府市企業再投資促進補助金、大府市小規模事業者再投資促進補助金及び大府市空き店舗等利活用補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において、本市にゆかりのあるものと市長が認める伝統工芸品を製造するための工場等として既存の建物を改修し、当該工場等において当該伝統工芸品を製造する事業で、5年以上継続して行われることが見込まれるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、前条第2項の例により、認定事業者に通知するものとする。

(補助金の区分等)

第4条 補助金の区分、補助対象経費、補助率、補助限度額、補助回数及び補助期間は、別表に定めるとおりとする。

(認定の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業認定申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、工場等の改修に着手する日の前日までに市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたと

きは、補助対象事業（認定・変更認定）通知書（第2号様式）により、適当でないと認めるときは補助対象事業（不認定・取消）通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（認定の変更等）

第6条 前条第2項の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに、補助対象事業（変更・中止）認定申請書（第4号様式）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、かつ、補助金の額の変更を伴わないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、前条第2項の例により、認定事業者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第7条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消し、補助対象事業（不認定・取消）通知書により、当該認定事業者に通知するものとする。

- (1) 認定（前条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた補助対象事業の内容に著しい変更があったとき。
- (2) 補助対象事業に係る工場等の操業を開始した日から第12条の規定による決定の日までに当該工場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著しく縮小したとき。
- (3) 第2条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 市との信頼関係が著しく損なわれ、又は社会的に非難されるべき行為を行ったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

（届出）

第8条 認定事業者は、工場等の改修に着手し、又は完了したときは、速やかに、工場等の改修（着手・完了）届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、当該工場等の操業を開始し、休止し、又は廃止したときは、速やかに、工場等の操業（開始・休止・廃止）届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第9条 認定事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位の承継）

第10条 前条の規定にかかわらず、認定事業者に相続、譲渡、合併、分割等による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に補助対象事業を承継し、かつ、当該補助対象事業が継続して行われる場合に限り、当該補助対象事業を承継する者は、市長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により、認定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに、承継承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたと

きは、承継承認決定通知書（第8号様式）により、当該地位を承継しようとする者に通知するものとする。

（交付申請）

第11条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第9号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、初期投資費用補助にあつては当該支払完了後30日以内に、工場等賃借料補助にあつては3か月分の賃借料の支払完了後30日以内に行わなければならない。

（交付決定及び通知）

第12条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書（第10号様式）により、当該認定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに、補助金交付請求書（第11号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し及び返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る工場等の操業を開始した日から5年以内（工場等賃借料の補助の場合は、補助期間中）に当該工場等の操業を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著しく縮小したとき。
- (2) 第7条第3号から第5号までの規定に該当したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当であると認めたとき。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条第1項又は第6条第1項の規定による認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		補助対象経費	補助率	補助限度額	補助回数 又は補助 期間
初期投資費用補助		工場等の営業部分に係る改修費（消費税相当額を除く。）、工場等の賃貸借契約に係る保証金・礼金	（市内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる場合） 3 / 5 以内	500万円	1回
			（上記以外の場合） 1 / 5 以内		
工場等賃借料補助	初回	工場等の賃借料（消費税相当額を除く。）	1 / 2 以内	30万円／月	5年間 （操業を開始した日の属する月から起算）
	更新		1 / 3 以内		3年間 （初回の補助期間の末月の翌月から起算）

年 月 日

大府市長 様

本社所在地  
 会社等の名称  
 代表者氏名  
 担当者（職・氏名）  
 連絡先

補助対象事業認定申請書

大府市伝統工芸品産業立地補助金交付要綱第5条第1項の規定により、大府市伝統工芸品産業立地補助金の補助対象事業として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、認定の可否を審査するため、担当職員が市税等の公簿等を閲覧することに同意します。

記

1 事業に要する経費及び補助金申請予定額

申請予定額	円（①+②の額 又は ③の額）		
	[算 出 根 拠]		
補助対象 経 費	<input type="checkbox"/> 初期投資 費 用	初期投資費用 円	補助額①
		×補助率 = 円	円
	工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 工場等賃 借料（初 回）（営業開 始月から）	月額 円	補助額②
		×補助率(1/2)×60月= 円 (賃借料補助限度額：300,000円/月)	円
	対象期間 年 月分 ~ 年 月分（60月）		
<input type="checkbox"/> 工場等賃 借料（更 新）	月額 円	補助額③	
	×補助率(1/3)×36月= 円 (賃借料補助限度額：300,000円/月)	円	
対象期間 年 月分 ~ 年 月分（36月）			

※補助額には、1,000円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

2 事業内容 事業計画書のとおり

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙）
- (2) 経費の見積書その他経費の内訳を明らかにする書類の写し
- (3) 実施前の外観及び内観の写真
- (4) 工場等に係る賃貸借契約書の写し
- (5) 位置図、平面図等
- (6) 定款又はこれに準ずるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## 1 事業の概要等

企業概要	企業名		
	業種		
	事業内容		
	資本金		
	従業員数		
計画概要	立地場所	大府市	
	立地形態	工場 ・ 研究所 / 所有 ・ 賃借	
	事業内容		
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	工場等改修費 (消費税相当額を除く。)	円	
	保証金・礼金 (保証金は退去時全額償却 であること。)		
	施工業者	施工業者名	
		住所	
	賃貸借期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
月額賃借料 (消費税相当額を除く。)	円/月		

## 2 収支予算書

### 1) 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
市補助金（初期投資費用）	円	
市補助金（賃借料）	円	
自己資金	円	
銀行借入	円	
計	円	

### 2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
初期 投資 費用	改修費用 （消費税相当額を除く。）	円
	消費税相当額	円 対象外
	保証金・礼金 （保証金は退去時全額償却であること。）	円
賃借料（ か月分） （消費税相当額を除く。）	円	
消費税相当額（賃借料）	円	対象外
その他	円	対象外
計	円	

第2号様式（第5条関係）

補助対象事業（認定・変更認定）通知書

大府市指令商第 号  
年 月 日

様

大府市長 印

年 月 日付で申請のありました事業について、下記のとおり（認定・変更認定）しましたので、大府市伝統工芸品産業立地補助金交付要綱第5条第2項の規定により、通知します。

記

1 認定日 年 月 日

2 認定・変更認定の条件

第3号様式（第5条関係）

補助対象事業（不認定・取消）通知書

大府市指令商第 号  
年 月 日

様

大府市長 印

年 月 日付けで申請のありました事業について、下記のとおり（不認定・取消）しましたので、大府市伝統工芸品産業立地補助金交付要綱第5条第2項の規定により、通知します。

記

1 不認定・取消しの理由

第4号様式（第6条関係）

補助対象事業（変更・中止）認定申請書

年 月 日

大府市長 様

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名  
担当者（職・氏名）  
連絡先

年 月 日付けで通知のありました補助対象事業の内容について、下記のとおり変更・中止の認定を受けたいので、大府市伝統工芸品産業立地補助金交付要綱第6条第1項の規定により、申請します。

記

- 1 変更前
- 2 変更後
- 3 変更・中止理由

※必要な書類を添付すること。

第5号様式（第8条関係）

工場等の改修（着手・完了）届

年 月 日

大府市長 様

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名  
担当者（職・氏名）  
連絡先

大府市伝統工芸品産業立地補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり届け  
出ます。

記

- 1 認定番号 大府市指令商第 号
- 2 着手・完了年月日 年 月 日
- 3 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 立地場所

第6号様式（第8条関係）

工場等の操業（開始・休止・廃止）届

年 月 日

大府市長 様

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名  
担当者（職・氏名）  
連絡先

大府市伝統工芸品産業立地補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定番号 大府市指令商第 号
- 2 立地場所
- 3 操業開始・休止・廃止年月日 年 月 日

・該当する□にレ印を記入してください。

休止

休止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止の理由	

廃止

廃止の理由	
-------	--

第7号様式（第10条関係）

承継承認申請書

年 月 日

大府市長 様

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名  
担当者（職・氏名）  
連絡先

大府市伝統工芸品産業立地補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

認 定 番 号	大府市指令商第 号	
工場等の所在地		
工場等の名称		
	認 定 事 業 者	承 継 者
所 在 地		
名 称		
代 表 者 氏 名		
承 継 年 月 日	年 月 日	
承 継 の 理 由		

※添付書類

- 1 承継の事実を証する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第10条関係）

承継承認決定通知書

大府市指令商第 号  
年 月 日

様

大府市長 印

次のとおり承認しましたので、大府市伝統工芸品産業立地補助金交付要綱第10条第3項の規定により、通知します。

認 定 番 号	大府市指令商第 号	
工場等の所在地		
工場等の名称		
	認 定 事 業 者	承 継 者
所 在 地		
名 称		
代 表 者 氏 名		
承 継 年 月 日	年 月 日	

第9号様式（第11条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

大府市長 様

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名  
担当者（職・氏名）  
連絡先

大府市伝統工芸品産業立地補助金の交付を受けたいので、大府市伝統工芸品産業立地補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、申請します。

なお、交付の可否を審査するため、担当職員が市税等の公募を閲覧することに同意します。

1 補助対象区分 初期投資費用補助 ・ 工場等賃借料補助（初回 ・ 更新）

2 事業実施時期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 補助申請額 金 円

4 事業内容 事業実績報告書のとおり

5 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙）
- (2) 改修工事に係る請求書、領収書又は支払を証明する書類の写し
- (3) 実施後の外観及び内観の写真
- (4) 工場等の賃借料に係る領収書又は支払を証明する書類の写し

## 事業実績報告書

## 1 事業の概要等

事業概要	企業名	
	業種	
	事業内容	
	資本金	
	従業員数	
	操業開始日	年 月 日
初期投資費用補助	工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	工場等改修費 (消費税相当額を除く。)	円
	保証金・礼金 (保証金は退去時全額償却 であること。)	円
	補助申請額	円
工場等賃借料補助	賃貸借契約年月日	年 月 日
	補助対象事業認定の工場等賃借料の対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	今回の賃借料補助対象期間 (3か月分)	年 月 日 ～ 年 月 日
	月額賃借料 (消費税相当額を除く。)	円
	補助申請額	円

※補助申請額には、1,000円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

## 2 収支決算書

### 1) 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
市補助金（初期投資費用）	円	
市補助金（賃借料）	円	
自己資金	円	
銀行借入	円	
計	円	

### 2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考	
初期 投資 費用	改修費用 （消費税相当額を除く。）	円	
	消費税相当額	円	対象外
	保証金・礼金 （保証金は退去時全額償却であること。）	円	
工場 等賃 借料	賃借料（3か月分） （消費税相当額を除く。） ※今回の申請を含み  か月分の うち計  か月分申請済	円	
	消費税相当額	円	対象外
その他	円	対象外	
計	円		

第10号様式（第12条関係）

補助金交付決定通知書

大府市指令商第 号  
年 月 日

様

大府市長 印

年 月 日付けで申請のありました補助対象事業について、下記のとおり交付を決定しましたので、大府市伝統工芸品産業補助金交付要綱第12条の規定により、通知します。

記

- 1 交付申請の区分 初期投資費用補助 ・ 工場等賃借料補助（初回 ・ 更新）
- 2 交付決定金額 円

補助金交付請求書

年 月 日

大府市長 様

本社所在地  
会社等の名称  
代表者氏名  
担当者（職・氏名）  
連絡先

年 月 日付け大府市指令商第 号にて通知のありました補助金について、  
大府市伝統工芸品産業補助金交付要綱第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金の請求金額	円
----------	---

交付年度	年度
認定番号	大府市指令商第 号
立地場所	大府市
工場等の名称	

(振込先)

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店
預金種目	当座・普通	
口座番号		
口座名義	フリガナ	

添付書類

振込先の口座通帳の表紙等の写し（金融機関名、口座番号及び名義人がわかるもの）